

令和7年分 「市・県民税」申告相談

申告日程 2月4日(水)～3月16日(月)

申告に関するご相談・お問い合わせ 税務課市税係 ☎62-1116

※申告相談期間中は、担当職員が申告会場に出向いているため、電話でのお問い合わせに即答できない場合があります。

令和7年1月1日から12月31日までに生じた収入や控除について申告していただくものです。また、この申告内容は令和8年度市・県民税に反映され、通知書等の発送は、給与特別徴収対象者へ令和8年5月中旬、普通徴収対象者および年金特別徴収対象者へは令和8年6月上旬を予定しています。

なお、未申告の場合、所得証明書等の税に関する証明書の交付が受けられないほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定や各種行政サービスにおいて、不利益が生じる場合があります。

申告が必要な方

令和8年1月1日現在、北秋田市にお住まいでの次の①から④のいずれかにあてはまる方

POINT

※税務署で確定申告不要と言われた方でも、市・県民税の申告が必要となる場合があります。

●給与所得者や公的年金収入が400万円以下の年金所得者で、その他の所得が20万円以下の方

●営業や農業、不動産所得があるが、所得税が課税されない方など

①営業、農業、不動産（小作料など）、山林、譲渡、配当、一時所得（保険金など）、雑所得（個人年金など）などの所得があった方

※譲渡所得がある方で、収用等による特別控除の適用により譲渡所得が生じない場合でも、個人住民税の均等割の課税判定、国民健康保険税等の軽減判定、扶養控除の可否判定は特別控除前の合計所得額で行うため申告が必要です。

②給与所得者で次のいずれかにあてはまる方

△給与以外の所得がある方

△勤務先で年末調整をしていない方

△医療費控除、扶養控除（源泉徴収票に記載がなく追加する場合）、寄附金控除、住宅ローン控除（初年度は必ず申告が必要）など各種控除を受ける方

③公的年金等受給者で次のいずれかにあてはまる方

△年金以外の所得がある方

△生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除（源泉徴収票に記載がなく追加する場合）など各種控除を受ける方

④無収入または非課税収入（遺族年金、障害年金、失業保険など）のある方で次のいずれかにあてはまる方

△国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方または加入予定の方

△福祉、保育、教育関係や公営住宅など各種行政サービスの手続きにより申告が必要な方

△税に関する証明書の発行が必要な方

※④に該当する方は、申告会場にお越しいただかなくても、税務課・各総合窓口センター・各出張所に備えている住民税申告書に、氏名・住所・生年月日・マイナンバー（個人番号）・収入なしまたは非課税収入の種別を記入し提出いただくことも可能です。

申告する必要のない方

- ①税務署等で確定申告をされる方
- ②給与以外の所得がなく、職場で年末調整をしている方
- ③公的年金等以外の所得がなく、各種控除を受けない方
- ④本市に居住している親族の税法上の扶養親族となっている方

市で受付できない申告があります

- 青色申告
- 消費税、相続税、贈与税の申告
- 過去の所得税申告
- 建物を売却した申告
- 事業用財産譲渡の申告
- 外国税額控除を受ける申告
- 海外先物取引の申告
- 仮想通貨（暗号資産）取引の申告
- 特定口座による上場株式譲渡の申告
- 住宅ローン控除で借換・譲渡の特例を受ける申告
- 新築以外の住宅ローン控除の初年度申告
- 借入金のともなわない住宅関係の控除申告

※上記以外でも、税務署での申告をご案内する場合があります。

スマホからでも確定申告が可能です

令和7年分確定申告における「スマホによる申告書作成会場」を次のとおり開設します。

会場 大館税務署

期間 2月16日(月)～3月16日(月)

時間 9時～17時

※土日祝日除く。

LINEの
お友だち
追加は
こちら▶



●スマホ（またはパソコン）とマイナンバーカードを利用して自宅からe-TAXで24時間申告することができます。

●スマホ申告書作成会場での相談を希望される方は、上記二次元コードからLINEによるオンライン事前予約をお願いします。（入場整理券取得可能期間になると会場・日時を選択できます。）

また、来場の際は「令和7年分の確定申告のお知らせ（はがきまたは通知書）」をご持参ください。（お持ちの方のみ）

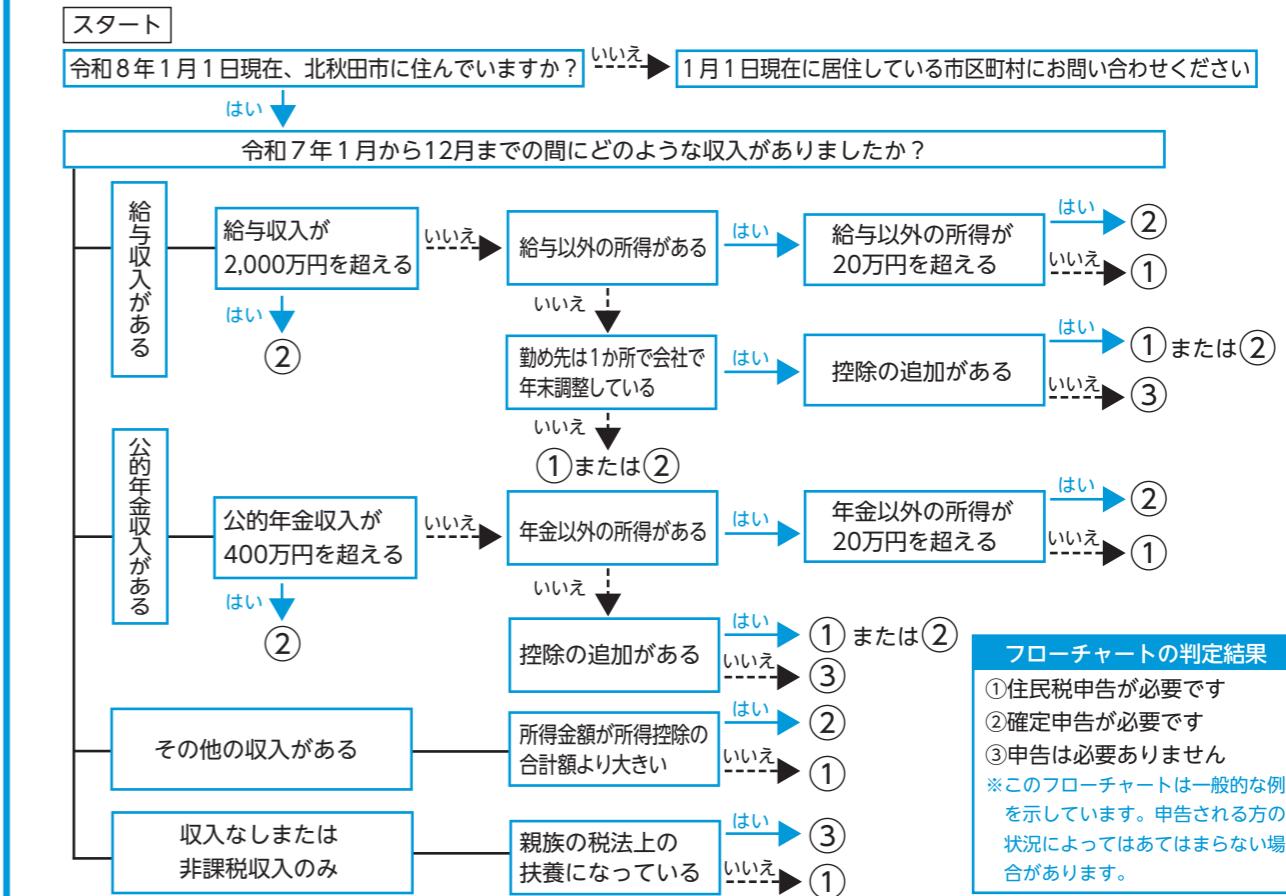
●「スマホによる申告書作成会場」では、スマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書等を作成し、e-TAXにより送信していただきますので、お持ちの方は必ずご持参ください。

●マイナンバーカードに設定した2種類のパスワード（注）のほか、マイナンバーカードの「電子証明書」が無効化されていないかを来場前に必ずご確認ください。

（注）利用者証明用電子証明書（数字4桁）、署名用電子証明書（6～16文字）

問 大館税務署 ☎0186-42-1836

申告確認フローチャート



申告相談を受けられる方は次の書類をお持ちください

[注意]

■税務署から「確定申告のお知らせのはがき（封書）」または「申告書等用紙」が届いた方は必ずお持ちください。

■住宅ローン控除については、個人により必要な書類が異なります。別途、国税庁ホームページか、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）でご確認ください。市では、新築の場合のみ申告を受付していますが内容によっては、税務署での申告をご案内する場合があります。

すべての方に必要なもの

□マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類（扶養控除適用者および事業専従者がいる場合はその方の分も必要です）

□預金口座番号の分かるもの（還付申告の場合）

該当する方はこちらも追加で必要となります

収入・所得を申告する

給与収入・公的年金収入のある方

□源泉徴収票
※発行されない場合は収支を集計している帳簿類

※詳細を確認する場合がありますので、領収書もご持参ください。

営業、農業、不動産収入のある方

□収入内訳書または支払調書など収入額が分かるもの

※経費がある場合はその額が分かるもの

利子、配当、雑一時所得のある方

□売買契約書
□経費がある場合はその額が分かるもの

□特別控除の特例をうける場合は、その内容が確認できる書類

特定口座で上場株式譲渡がある方またはオープン型投資信託による配当のある方

▼特定口座で上場株式譲渡がある方

□特定口座年間取引報告書

▼オープン型投資信託による配当のある方

□「外貨建資産割合」・「非株式割合」の確認できる書類

各種控除をうける方

医療費控除

□「医療費のお知らせ」または個人ごと・医療機関ごとに集計した「医療費控除明細書」

※医療費控除明細書は、税務課・各窓口センター・出張所にて配布しています。集計をされていない方は、ご自身で集計後に相談などします。

□上記に対応する領収書

□おむづ証明書

※税務課・各窓口センター・出張所にて配布しています。

各種保険料控除

□社会保険料等の領収書または納付額確認書

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確定通知書は各担当窓口センターで交付しています。

□上記に対応する領収書

□生命保険料控除証明書

※税務課・各窓口センター・出張所にて配布しています。

勤労学生控除

□在学証明書

※災害や火災等による損失があった場合で、申告する場合。

□障害者控除

□障害者手帳、障害者控除対象者認定書

□り災証明書

□支出した領収書

雑損控除

※災害や火災等による損失があった場合で、申告する場合。

□配偶者・扶養者控除

□対象者の収入・所得が分かる書類（源泉徴収票等）

寄附金控除

□寄附金控除に関する証明書

※ふるさと納税のワンストップ特例の人も、申告する場合は必要となります。

□配偶者・扶養者控除

□対象者の収入・所得が分かる書類（源泉徴収票等）